

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法に基づく制度の詳細の検討に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

さらに、障害者自立支援協議会について、必要な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

また、利用者負担について一層の軽減策を講じること。

(3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

(4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(5) 不正請求等を行った障害福祉サービス事業所等への給付費について、国等へ返還する仕組みを改め、減免等が可能となるよう抜本的な見直しを行うこと。

(6) 障害者サービスを利用している障害者が65歳に達した際、介護保険サービスの給付申請を拒否した場合等の取扱いについて、差異が生じないように配慮すること。

2. 身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

3. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。

4. 障害者に対する虐待の防止について、安定した財政措置を継続するなど、一層の支援を図ること。
5. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な財政措置を講じること。
6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、障害者の就労支援について、財政措置の拡充を含めた十分な支援措置を講じること。
また、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社について、障害者支援施設等と同様の支援が受けられるよう、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
9. 障害認定について、障害者の実情が確実に反映されるよう、障害認定基準を見直すこと。
また、療育手帳について、公平性を確保するため、全国一律の判定基準を設けること。